5　ルワンダ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してルワンダ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためルワンダ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　ルワンダ共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に関し、ＪＩＣＡに対してルワンダ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してルワンダ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してルワンダ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者が計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社による雇用から取得する個人所得に対して、ルワンダ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　前記の租税負担に関連して、ルワンダ共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の精算又は支払に責任を持つ。

8　ルワンダ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びルワンダ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ルワンダ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をルワンダ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年七月十三日にキガリで

ルワンダ共和国駐在

日本国特命全権大使　宮下孝之

ルワンダ共和国

財務・経済計画大臣

クラヴェール・ガテテ閣下

（ルワンダ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をルワンダ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年七月十三日にキガリで

ルワンダ共和国

財務・経済計画大臣

クラヴェール・ガテテ

ルワンダ共和国駐在

日本国特命全権大使　宮下孝之閣下

○外務省告示第三百七号

リベリア共和国政府は、平成二十七年十二月十六日にナイロビで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのリベリア共和国の加入に関する議定書」の受諾書を平成二十八年六月十四日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十八年七月十四日に効力を生じ、リベリア共和国は、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十八年六月二十八日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百八号

平成二十八年七月十五日にルサカで、ザンビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　小井沼紀芳在ザンビア大使

ザンビア側　パメラ・カバンバ財務次官

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○厚生労働省告示第二百九十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十八年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第三項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、平成二十七年厚生労働省告示第三百二十一号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件）は、平成二十八年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の基本手当の日額の算定、高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である特例受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額の算定及び特例受給資格に係る離職の日が適用日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　雇用保険法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千二百九十円以上四千五百八十円未満の額

○外務省告示第三百九号

平成二十八年七月十八日にブラザビルで、コンゴ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　野口修二在コンゴ共和国臨時代理大使

コンゴ共和国側　シプリアン・シルベストル・マミナ外務・協力・在外コンゴ人省次官

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百十号

平成二十八年七月十八日にキングスタウンで、セントビンセント及びグレナディーン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　岡田光彦在セントビンセント大使

セントビンセント側　ルイス・ストレーカー副首相兼外務・貿易・商業大臣

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉